

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第一条関係）	1
二 国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（第二条関係）	11
三 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（第三条関係）	13

改正案	現行
<p>（都市局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 宅地の耐震化（地震時における地盤の滑動、崩落又は液状化による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。第八十四条第六号において同じ。）の推進に關すること。</p> <p>十三〇二十七（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（行政情報化推進課の所掌事務）</p> <p>第五十二条 行政情報化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国土交通省の所掌事務に關する行政の情報化の推進に關する総合的な政策（情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの効率性に關する評価に關するものを除く。）の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の總括に關すること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 国立国会図書館支部国土交通省図書館に關すること。</p> <p>（建設市場整備課の所掌事務）</p> <p>第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（都市局の所掌事務）</p> <p>第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇二十六（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 国立国会図書館支部国土交通省図書館に關すること。</p> <p>（行政情報化推進課の所掌事務）</p> <p>第五十二条 行政情報化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 国土交通省の所掌事務に關する行政の情報化の推進に關する総合的な政策（情報システムに係る情報の安全の確保に關するものを除く。）の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の總括に關すること。</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（建設市場整備課の所掌事務）</p> <p>第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策（建設業者に係るものにあつては、専ら専門工事業者（主として土木一式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者以外の建設業者をいう。）に係るものに限る。）に関する企画及び立案並びに指導に
関すること。

二 建設工事の下請契約（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となるものを除く。）の適正化に関すること。
三〇十（略）

（都市安全課の所掌事務）
第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〇五（略）
- 六〇 宅地の耐震化の推進に関すること。
- 七〇八（略）

（航空局に置く課）

第六十四條 航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、総務課を置く。

2 航空ネットワーク部に、次の七課を置く。

航空ネットワーク企画課

国際航空課

航空事業課

空港計画課

空港技術課

空港業務課

首都圏空港課

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する企画及び立案並びに指導に関すること。

二 建設工事の下請契約の適正化に関すること。

三〇十（略）

（都市安全課の所掌事務）
第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〇五（略）
- （新設）
- 六〇七（略）

（航空局に置く課）

第六十四條 航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

航空戦略課

2 航空ネットワーク部に、次の五課を置く。

航空ネットワーク企画課

航空事業課

空港施設課

首都圏空港課

環境・地域振興課

3 安全部に、次の三課を置く。
安全企画課

運航安全課
航空機安全課

4 (略)

(総務課の所掌事務)
第百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。
- 三 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。
- 四 国際民間航空機関との連絡に関すること。
- 五 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
- 六 九 (略)
- 十 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。
- 十一 (略)

(削る)

(航空ネットワーク企画課の所掌事務)

第百六十六条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさど

3 安全部に、次の四課を置く。
安全企画課

空港安全・保安対策課
運航安全課
航空機安全課

4 (略)

(総務課の所掌事務)
第百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 二 五 (略)
- (新設)
- 六 (略)

(航空戦略課の所掌事務)

第百六十六条 航空戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。
- 二 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。
- 三 国際民間航空機関との連絡に関すること。
- 四 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
- 五 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

(航空ネットワーク企画課の所掌事務)

第百六十七条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一・二 (略)

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部並びに国際航空課及び航空事業課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

四 空港等の運営の改善に関すること（安全部並びに空港業務課及び首都圏空港課の所掌に属するものを除く。）。

五 (略)

(国際航空課の所掌事務)

第百六十七条 国際航空課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際航空運送の発達、改善及び調整に関すること。

二 外国人国際航空運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

四 航空に関する国際協定に関すること。

(航空事業課の所掌事務)

第百六十八条 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（国際航空課の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

(削る)

(空港計画課の所掌事務)

第百六十九条 空港計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する計画に関すること。

二 空港等の改善のための調査及び研究に関すること。

る。

一・二 (略)

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部及び航空事業課の所掌に属するものを除く。）。

四 航空に関する国際協定に関すること。

五 空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

六 (略)

(新設)

(航空事業課の所掌事務)

第百六十八条 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

二 (略)

三 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

第百六十九条 削除

(空港技術課の所掌事務)

第七十条 空港技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち技術に関すること(安全部及び空港計画課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

(削る)

(空港業務課の所掌事務)

第七十一条 空港業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること(安全部及び他課の所掌に属するものを除く。)

(首都圏空港課の所掌事務)

第七十二条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること(安全部及び他課の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

(削る)

(空港施設課の所掌事務)

第七十条 空港施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等(成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。)の整備に関する計画に関すること。

二 (略)

三 空港等の改善のための調査及び研究に関すること。

(新設)

(首都圏空港課の所掌事務)

第七十一条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること(安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

(環境・地域振興課の所掌事務)

第七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

二 空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

(安全企画課の所掌事務)

第七十三条 安全企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空の安全の確保に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。
- 三 空港等の安全の確保に関すること。
- 四 航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること。
- 五 航空局の所掌に係る航空の安全に関する事務の運営に関する実況の監察、これに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三百三十七条第四項の規定に基づく事務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七十四条 削除

(交通管制企画課の所掌事務)

第七十八条 交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空保安用電気通信施設及び航空灯火の整備に関する基本的な計画並びに航空保安用電気通信施設の改善のために行う施設の開発に

(安全企画課の所掌事務)

第七十三条 安全企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空の安全の確保(航空に関する危機管理を含む。)に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。
- (新設)
- (新設)
- 三 航空局の所掌に係る航空の安全に関する事務(航空に関する危機管理に関するものを含む。)の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三百三十七条第四項の規定に基づく事務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(空港安全・保安対策課の所掌事務)

第七十四条 空港安全・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の安全の確保に関すること。
- 二 航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること。

(交通管制企画課の所掌事務)

第七十八条 交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の整備に関する基本的な計画並びにこれらの改善のために行う施設の開発に

関する調査及び研究に関すること。

(削る)

六・七 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関すること(交通管制企画課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

附則

(国土政策局の所掌事務の特例)

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
(削る)	(削る)
平成三十一年 三月三十一日	(略)
平成三十三年 三月三十一日	(略)

る調査及び研究に関すること。

六 航空保安施設(航空保安無線施設を除く。)の設置及び管理に関すること。

七・八 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関すること(交通管制企画課の所掌に属するものを除く。)

二 (略)

附則

(国土政策局の所掌事務の特例)

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十九年 三月三十一日	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十一年 三月三十一日	(略)
平成三十三年 三月三十一日	(略)

平成三十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十五年 三月三十一日 平成三十七年 三月三十一日	（略） （略） （略）
平成三十四年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
（新設）	（新設）
平成三十五年 三月三十一日 平成三十七年 三月三十一日	（略） （略） （略）
平成二十九年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会

（都市局の所掌事務についての読替え）
第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十八号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）」とする。

（国土政策局総務課の所掌事務についての読替え）
第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（都市局の所掌事務についての読替え）
第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十七号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）」とする。

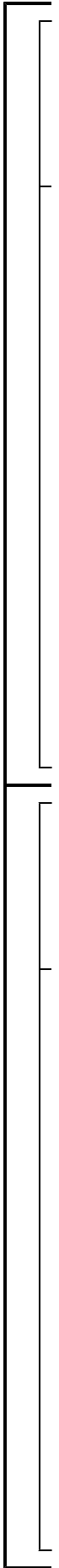
（国土政策局総務課の所掌事務についての読替え）
第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成三十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成三十三年 三月三十一日	(略)	(削る)	期限	平成三十五年 四月一日から 平成三十七年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、 離島振興対策分科会及び山村 振興対策分科会 までの間
平成三十七年 三月三十一日	(略)	(削る)	(削る)	事務	期限	平成三十五年 四月一日から 平成三十七年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、 離島振興対策分科会及び山村 振興対策分科会 までの間

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)
 第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成三十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成三十三年 三月三十一日	(略)	(新設)	期限	平成三十五年 四月一日から 平成三十七年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、 離島振興対策分科会及び山村 振興対策分科会 までの間
平成三十七年 三月三十一日	(略)	(略)	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	(新設)	期限	平成三十五年 四月一日から 平成三十七年 三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、 離島振興対策分科会及び山村 振興対策分科会 までの間

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)
 第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。



改正案

附則 （分科会の特例）			第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。
期限	分科会	法律の規定	
平成三十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害 防除及び振興臨時 措置法（昭和二十 七年法律第九十六 号）第二条第一項 、第三条第一項及 び第五条	
平成三十五年 三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成三十七年	(略)	(略)	(略)

現行

附則 （分科会の特例）			第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。
期限	分科会	法律の規定	
平成二十九年 三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害 防除及び振興臨時 措置法（昭和二十 七年法律第九十六 号）第二条第一項 、第三条第一項及 び第五条	
平成三十五年 三月三十一日	(略)	(略)	(略)
平成三十七年	(略)	(略)	(略)

2
・
3

(略)

三
月
三
十
一
日

2
・
3

(略)

三
月
三
十
一
日

○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（第三条関係）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（庶務） 第九条（略） 2～7（略） 8 航空分科会の庶務は、<u>国土交通省航空局総務課</u>において処理する。 9（略）</p>
現 行	<p>（庶務） 第九条（略） 2～7（略） 8 航空分科会の庶務は、<u>国土交通省航空局航空戦略課</u>において処理する。 9（略）</p>